

令和4年度「離婚・養育費」に関する専門相談日一覧表(開催日順)

開催日	実施場所 (各区役所)	受付開始日	お問合わせ先	予約電話 番号	区役所所在地	最寄り駅
令和4年4月21日(木)	天王寺区	令和4年4月14日(木) 9:00~	06-6774-9857	同左	天王寺区真法院町20-33	(Osaka Metro) 四天王寺前夕陽ヶ丘/(JR) 桃谷
令和4年4月27日(水)	淀川区	令和4年4月20日(水) 9:00~	06-6308-9423	同左	淀川区十三東2-3-3	(阪急) 十三
令和4年5月10日(火)	住之江区	令和4年4月26日(火) 9:00~	06-6682-9857	同左	住之江区御崎3-1-17	(大阪シティバス) 住之江区役所前
令和4年5月13日(金)	港区	令和4年5月6日(金) 9:00~	06-6576-9857	同左	港区市岡1-15-25	(Osaka Metro/JR) 弁天町
令和4年5月19日(木)	北区	令和4年5月12日(木) 9:00~	06-6313-9497	同左	北区扇町2-1-27	(Osaka Metro) 扇町/(JR) 天満
令和4年5月25日(水)	此花区	令和4年5月18日(水) 9:00~	06-6466-9857	同左	此花区春日出北1-8-4	(大阪シティバス) 此花区役所
令和4年6月7日(火)	浪速区	令和4年5月31日(火) 9:00~	06-6647-9895	同左	浪速区敷津東1-4-20	(Osaka Metro) 大国町
令和4年6月10日(金)	西区	令和4年6月8日(水) 9:00~	06-6532-9952	同左	西区新町4-5-14	(Osaka Metro) 西長堀
令和4年6月15日(水)	平野区	令和4年6月8日(水) 9:00~	06-4302-9857	06-4302-9820	平野区背戸口3-8-19	(Osaka Metro) 平野
令和4年6月22日(水)	中央区	令和4年6月8日(水) 9:00~	06-6267-9955	同左	中央区久太郎町1-2-27	(Osaka Metro) 堺筋本町
令和4年6月30日(木)	阿倍野区	令和4年6月23日(木) 9:00~	06-6622-9865	同左	阿倍野区文の里1-1-40	(Osaka Metro) 文の里
令和4年7月6日(水)	東住吉区	令和4年6月28日(火) 9:00~	06-4399-9838	同左	東住吉区東田辺1-13-4	(Osaka Metro) 駒川中野
令和4年7月12日(火)	西淀川区	令和4年7月5日(火) 9:00~	06-6478-9952	同左	西淀川区御幣島1-2-10	(JR) 御幣島
令和4年7月15日(金)	旭区	令和4年7月8日(金) 9:00~	06-6957-9857	同左	旭区大宮1-1-17	(Osaka Metro) 千林大宮/(京阪) 森小路
令和4年7月20日(水)	西成区	令和4年7月13日(水) 9:00~	06-6659-9824	同左	西成区岸里1-5-20	(Osaka Metro) 岸里
令和4年7月28日(木)	生野区	令和4年7月21日(木) 9:00~	06-6715-9857	同左	生野区勝山南3-1-19	(大阪シティバス) 生野区役所
令和4年8月4日(木)	住吉区	令和4年7月28日(木) 9:00~	06-6694-9857	同左	住吉区南住吉3-15-55	(南海) 沢ノ町/(JR) 我孫子町
令和4年8月19日(金)	福島区	令和4年8月10日(水) 9:00~	06-6464-9860	同左	福島区大開1-8-1	(Osaka Metro) 野田阪神
令和4年8月23日(火)	城東区	令和4年8月16日(火) 9:00~	06-6930-9094	同左	城東区中央3-5-45	(Osaka Metro) 蒲生四丁目
令和4年8月31日(水)	東成区	令和4年8月24日(水) 9:00~	06-6977-9156	同左	東成区大今里西2-8-4	(Osaka Metro) 今里
令和4年9月8日(木)	鶴見区	令和4年8月31日(水) 9:00~	06-6915-9107	同左	鶴見区横堤5-4-19	(Osaka Metro) 横堤
令和4年9月13日(火)	大正区	令和4年9月6日(火) 9:00~	06-4394-9914	同左	大正区千島2-7-95	(大阪シティバス) 大正区役所前
令和4年9月16日(金)	東淀川区	令和4年9月8日(木) 9:00~	06-4809-9850	同左	東淀川区豊新2-1-4	(大阪シティバス) 豊新2丁目
令和4年9月27日(火)	都島区	令和4年9月20日(火) 9:00~	06-6882-9889	同左	都島区中野町2-16-20	(大阪シティバス) 都島区役所前
令和4年10月12日(水)	住之江区	令和4年9月28日(水) 9:00~	06-6682-9857	同左	住之江区御崎3-1-17	(大阪シティバス) 住之江区役所前
令和4年10月21日(金)	中央区	令和4年10月7日(金) 9:00~	06-6267-9955	同左	中央区久太郎町1-2-27	(Osaka Metro) 堺筋本町
令和4年10月25日(火)	浪速区	令和4年10月18日(火) 9:00~	06-6647-9895	同左	浪速区敷津東1-4-20	(Osaka Metro) 大国町
令和4年10月27日(木)	天王寺区	令和4年10月20日(木) 9:00~	06-6774-9857	同左	天王寺区真法院町20-33	(Osaka Metro) 四天王寺前夕陽ヶ丘/(JR) 桃谷
令和4年11月1日(火)	淀川区	令和4年10月25日(火) 9:00~	06-6308-9423	同左	淀川区十三東2-3-3	(阪急) 十三
令和4年11月9日(水)	港区	令和4年11月1日(火) 9:00~	06-6576-9857	同左	港区市岡1-15-25	(Osaka Metro/JR) 弁天町
令和4年11月11日(金)	西区	令和4年11月9日(水) 9:00~	06-6532-9952	同左	西区新町4-5-14	(Osaka Metro) 西長堀
令和4年11月24日(木)	城東区	令和4年11月17日(木) 9:00~	06-6930-9094	同左	城東区中央3-5-45	(Osaka Metro) 蒲生四丁目
令和4年12月2日(金)	此花区	令和4年11月25日(金) 9:00~	06-6466-9857	同左	此花区春日出北1-8-4	(大阪シティバス) 此花区役所
令和4年12月7日(水)	平野区	令和4年11月30日(水) 9:00~	06-4302-9857	06-4302-9820	平野区背戸口3-8-19	(Osaka Metro) 平野
令和4年12月15日(木)	北区	令和4年12月8日(木) 9:00~	06-6313-9497	同左	北区扇町2-1-27	(Osaka Metro) 扇町/(JR) 天満
令和4年12月23日(金)	住吉区	令和4年12月16日(金) 9:00~	06-6694-9857	同左	住吉区南住吉3-15-55	(南海) 沢ノ町/(JR) 我孫子町
令和5年1月11日(水)	旭区	令和5年1月4日(水) 9:00~	06-6957-9857	同左	旭区大宮1-1-17	(Osaka Metro) 千林大宮/(京阪) 森小路
令和5年1月17日(火)	阿倍野区	令和5年1月10日(火) 9:00~	06-6622-9865	同左	阿倍野区文の里1-1-40	(Osaka Metro) 文の里
令和5年1月20日(金)	西淀川区	令和5年1月13日(金) 9:00~	06-6478-9952	同左	西淀川区御幣島1-2-10	(JR) 御幣島
令和5年1月26日(木)	生野区	令和5年1月19日(木) 9:00~	06-6715-9857	同左	生野区勝山南3-1-19	(大阪シティバス) 生野区役所
令和5年2月7日(火)	大正区	令和5年1月31日(火) 9:00~	06-4394-9914	同左	大正区千島2-7-95	(大阪シティバス) 大正区役所前
令和5年2月15日(水)	東成区	令和5年2月8日(水) 9:00~	06-6977-9156	同左	東成区大今里西2-8-4	(Osaka Metro) 今里
令和5年2月17日(金)	福島区	令和5年2月13日(月) 9:00~	06-6464-9860	同左	福島区大開1-8-1	(Osaka Metro) 野田阪神
令和5年2月22日(水)	西成区	令和5年2月15日(水) 9:00~	06-6659-9824	同左	西成区岸里1-5-20	(Osaka Metro) 岸里
令和5年3月1日(水)	東住吉区	令和5年2月20日(月) 9:00~	06-4399-9838	同左	東住吉区東田辺1-13-4	(Osaka Metro) 駒川中野
令和5年3月7日(火)	鶴見区	令和5年2月28日(火) 9:00~	06-6915-9107	同左	鶴見区横堤5-4-19	(Osaka Metro) 横堤
令和5年3月17日(金)	東淀川区	令和5年3月9日(木) 9:00~	06-4809-9850	同左	東淀川区豊新2-1-4	(大阪シティバス) 豊新2丁目
令和5年3月23日(木)	都島区	令和5年3月16日(木) 9:00~	06-6882-9889	同左	都島区中野町2-16-20	(大阪シティバス) 都島区役所前

大阪市内にお住まいの方(市内在住であれば、どちらの区役所でもご相談いただけます)

※ただし、離婚・養育費に関する専門相談ですので、未成年の子どもがいる父母を対象といたします

午後2時から午後5時(相談時間は45分以内です)